

会 員 各 位

社団法人 日本住宅建設産業協会  
専務理事 田 村 仁 人

## 保険契約申込書等の改定版について（まもりすまい保険）

（財）住宅保証機構では、平成 2 1 年 1 0 月 1 日付けにて、まもりすまい保険の「保険契約申込書（全種類）」「保険証券発行申請書（住宅瑕疵担保責任保険用）」「設計内容確認シート」等の書式を下記の通り改定いたしました。今後は、改定内容をご確認の上、機構 H P よりダウンロードした新書式にてお申し込みくださいますようお願いいたします。

### 記

#### （ 1 ） 保険契約申込書改定版の変更点

##### 削除項目

見積書は添付不要です。

- ・「建築工事費」欄、「請負代金」欄、添付書類欄「見積書（内訳）」の削除
- ・「住宅金融支援機構適合証明の有無」欄の削除

##### 変更項目

- ・（旧書式）「建築確認申請」申込機関・他機関 （新書式）「建築確認」申請機関

##### 追加項目

- ・「建設住宅性能評価」欄に「取得済み」を追加
- ・「工法（構造）」欄に「補強CB」を追加

#### （ 2 ） 保険証券発行申請書改定版の変更点

「申込区分」及び「建設業許可番号及び宅建業免許番号」の記入欄を追加

「売買契約日」の記入欄を追加

#### （ 3 ） 設計内容確認シートの改定について

平成 2 1 年 7 月 1 日付けにて全保険法人で設計施工基準が統一されたことに伴い設計内容確認シートも改定されました。防水の仕様はできる限り詳細に矩計図などにご記入の上、お申し込みください。

また、新設計施工基準の解説や Q & A も機構 H P に掲載されましたのでご確認ください。

#### （ 本件に関する問合せ先 ）

（社）日本住宅建設産業協会 担当：水野・田頭・菊原・岩脇 電話：03-3511-0611

# 保険契約申込書 特定住宅

住宅瑕疵担保責任保険を以下により申込みます。なお、保険契約締結までに「保険契約申込事項変更届」、「保険証券発行申請書」により、申込内容の変更等を行った場合は、その内容に基づき保険契約を締結します。

申込日	平成 年 月 日	団体受付番号		申込受付番号	
-----	----------	--------	--	--------	--

【注意】 黒×キ部分は必須項目ですので、保険契約申込者が必ず記入下さい。また、\*印の保険限度額を訂正する場合は、申込者の訂正印が必要です。

保険契約申込者 (被保険者)	住所	フリガナ			重要事項説明書を受領し、確認しました。また、個人情報の取り扱いに関する説明事項に同意し、保険契約を申し込みます。
	氏名または 商号 役職名 代表者名	〒			
	事業者届出番号		—	中小企業者コース	該当・非該当

現場情報	現場所在地 (地名・地番)	〒	フリガナ	都・道 府・県
	住宅取得者 (予定)	フリガナ		

申込概要	保険料	受理証記載の金額 (一括払、口座振替)		保険期間	引渡日から10年間		
	床面積	m <sup>2</sup>	階数	地上 階(地下 階)	保険限度額*	基本(2000万円)・特別( 万円)	
	利用者関係	注文 分譲 賃貸	住宅種類	専用 施設併用( )	敷地面積	m <sup>2</sup>	
	建築確認	申請機関(名称 )			交付日	平成 年 月 日	都市計画
	保険検査申込 取次事務機関	名称( )			番号( )	区域外	
	建設住宅性能評価	無・有	併用申込・別機関申込・取得済	評価機関	名称( )		
	他保険契約	無・有	保険内容( )	団地申込	無・有	戸	設計施工基準第3条確認 有・無
	機構制度 (利用時)	地盤保証制度	登録地盤会社名( )		登録番号( )		
		住宅完成保証制度	保証書( )		基礎工事 着工日	平成 年 月 日	
	地盤・基礎	地盤補強	無・小口径鋼管杭 表層改良 柱状改良 その他( )	基礎形式	基礎 布基礎 その他( )		
	工法(構造)	木造 2×4 木質 鉄骨 コンクリート 鉄骨 RC スチール ロウス 補強 その他( )					
	屋根	粘土瓦 セメント瓦 金属板 スレート その他( )	ルーバルコニー 無・10m <sup>2</sup> 以下 10m <sup>2</sup> 超 20m <sup>2</sup> 超				
	外壁	モルタル 窯業系サイディング 金属系サイディング ALC その他( )	通気構法 有・無				
	工事完了予定日 (現場検査希望日)	基礎配筋工事 (第1回)	平成 年 月 日	躯体工事 (第2回)	平成 年 月 日	竣工	平成 年 月 日
	設計者	会社名	氏名		資格	TEL.	
工事監理者	会社名	氏名		資格	TEL.		
工事施工者	会社名	氏名		TEL.			
現場検査立会者	会社名	氏名		資格	TEL.		
申込担当者	フリガナ					TEL.	
	住所 〒						
団体検査員	フリガナ					FAX.	
	所属	氏名					
添付書類	会社名	所属		TEL.			
	氏名	登録番号		FAX.			
	確認済証・確認申請書(写)	請負契約書(写)	設計図書等一式	設計内容確認シート	保険契約内容確認シート		
	設計施工基準第3条確認書	建設住宅性能評価受書(写)	地盤調査報告書等	地盤補強工事完了報告書			

受付内容	名称			取次事務機関	
	保険募集人	氏名	No.	保険募集人	氏名 No.
	書類審査	平成 年 月 日		特定団体使用欄	事務機関使用欄
	事務手数料	円			住宅保証機構使用欄
備考	(離島・遠隔地)				

## 設計内容確認シート 木造住宅用（戸建・共同）

財団法人 住宅保証機構

申込受付番号		申込日	平成 年 月 日
--------	--	-----	----------

この確認シートは、保険契約申込にあたり、当該住宅が(財)住宅保証機構が定める設計施工基準のうち、**設計段階で特に注意すべき重要な事項について、あらかじめ届出事業者又は設計者等に確認していただくものです。**確認欄の「」には該当する項目にシ点を、必要に応じて、「( )」内には設計図書等をもとに該当事項を記入してください。なお、「確認事項欄」に該当する事項がない場合は、設計施工基準に適合しない可能性がありますので、あらかじめ保険申込み窓口にご相談ください。

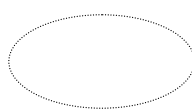
このシート作成者に「O」をつけてください：申込担当者・設計者・その他（氏名：）

物件概要	事業者届出番号	-	届出事業者名	
	申込担当者名	所属	氏名	連絡先
	現場所在地 (地名・地番)	〒	都・道 府・県	
	住宅取得者 (予定)			

届出事業者（設計者等含む）確認欄				受付機関 確認欄	
確認項目	確認事項		確認資料等（要提出）		
地盤	<input type="checkbox"/> 地盤調査を実施している。 <input type="checkbox"/> 地盤調査を実施していない（現地調査チェックシートでBに該当する項目が一つもない）。 <small>* 現地調査チェックシートは2階建て以下の戸建木造住宅における使用に限る。</small>		<input type="checkbox"/> 地盤調査報告書 <input type="checkbox"/> 現地調査チェックシート		
	<input type="checkbox"/> 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤（軟弱層の厚さ）等が判断できる下記の方法で行っている。 調査方法 <input type="checkbox"/> ステーション式サウンディング試験 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験（ボーリング調査） <input type="checkbox"/> 物理探査（表面波探査含む） <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 地盤調査報告書 <input type="checkbox"/> 地盤補強工事計画書 <input type="checkbox"/> 地盤補強工事報告書 <input type="checkbox"/> 基礎伏図 <input type="checkbox"/> 杭仕様書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> 地盤調査は、4点以上（建物の4隅付近を含む）で実施している。 <input type="checkbox"/> 3点以下の場合は、「施工時に支持地盤が確認できる根拠」又は「均質な地盤であると判断した根拠」を示す書類がある。				
	地盤補強の有無 <input type="checkbox"/> 地盤補強なしの場合は、補強が必要ないことの根拠となる資料がある。 <input type="checkbox"/> 地盤補強をしている場合は、その補強方法を選定した根拠となる資料がある。		<input type="checkbox"/> 地盤調査報告書の考察 <input type="checkbox"/> その他の考察 <input type="checkbox"/> 基礎設計のための チェックシート <input type="checkbox"/> その他（ ）		
基礎	<input type="checkbox"/> べた基礎	<input type="checkbox"/> 基礎の立上り部分高さは、地上部分で300mm以上である。 <small>* 特定住宅の場合は400mm以上（特定団体一覧：http://www.how.or.jp/misc/org.html）</small>	<input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		<input type="checkbox"/> 配筋は、次のいずれかを根拠としたものである。 <input type="checkbox"/> 住宅保証機構のべた基礎配筋表 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> その他の工学的判断（ ）	<input type="checkbox"/> 基礎伏図 <input type="checkbox"/> その他の配筋表 <input type="checkbox"/> 工学的判断根拠 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> 布基礎	<input type="checkbox"/> 基礎の立上り部分高さは、地上部分で300mm以上である。 <small>* 特定住宅の場合は400mm以上（特定団体一覧：http://www.how.or.jp/misc/org.html）</small>	<input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
勾配屋根※ <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 勾配屋根は、屋根葺き材に応じた屋根勾配である。		<input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 矩計図		
天窓 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 天窓メーカーの仕様書による施工である。メーカー名（ ） <small>* メーカーの仕様書は、現場検査時にご提示ください。</small>				
陸屋根※ <input type="checkbox"/> 該当なし 及び バルコニー <input type="checkbox"/> 該当なし	防水材の種別	陸屋根	<input type="checkbox"/> 金属板（鋼版）葺き <input type="checkbox"/> 塩ビ系シート防水 <input type="checkbox"/> アスファルト防水 <input type="checkbox"/> 改質アスファルト防水 <input type="checkbox"/> FRP防水（2プライ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		バルコニー	<input type="checkbox"/> 金属板（鋼版）葺き <input type="checkbox"/> 塩ビ系シート防水 <input type="checkbox"/> アスファルト防水 <input type="checkbox"/> 改質アスファルト防水 <input type="checkbox"/> FRP防水（2プライ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	屋根・床の勾配		<input type="checkbox"/> 屋根・床の排水勾配は 1/50以上である。 <input type="checkbox"/> 防水材製造者の施工基準によっている。	<input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 防水製造者仕様書等	
	手摺及びパラベットの （手摺等）の 笠木		<input type="checkbox"/> 笠木の固定金具等を取付けるための釘・ビス等が防水紙を貫通する部分には、防水テープやシーリングなどの止水措置を施している。 <input type="checkbox"/> 外壁を通気構法としている場合は、手摺等において外壁の通気を妨げない形状である。 <input type="checkbox"/> 外壁は通気構法でない（外壁：湿式仕上orALCパネル等を使用の場合のみ）		
防水層の立上り高さ		<input type="checkbox"/> 手摺等と屋根・床面の取合い部分の防水層は、開口部の下端で120mm以上、それ以外の部分で250mm以上立上げている。			
外壁	<input type="checkbox"/> 湿式仕上げ	<input type="checkbox"/> 防水紙は、JIS A 6005に適合するアスファルトフェルト430(20kg/巻相当品)又は同等品である。 <input type="checkbox"/> 通気構法である。	<input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> 乾式仕上げ	<input type="checkbox"/> 通気構法である。 <input type="checkbox"/> ALCパネル又は押出し成形ALCパネル等を用い基準9条3項の仕上塗材を用いている。	<input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※：原則として、屋根面の水下側にパラベット又は内樋がある場合は「陸屋根」、ない場合は「勾配屋根」として取り扱います。

(注) 3条確認（適用除外）工法・仕様を用いる場合は、該当する項目名をOで囲み、余白にその旨をご記入ください。

受付機関名		機関受付印	
保険募集人			
備考			

統一設計施工基準（平成21年7月1日制定）と(財)住宅保証機構設計施工基準（H20版）比較 ※青字(下線)は改正点（軽微な点を除く）

	統一設計施工基準 (まもりすまい保険・設計施工基準（平成21年版）)	まもりすまい保険・設計施工基準（平成20年版） (統一基準と比較するため一部の順番を入れ替えています)
第一章 総則	(趣旨) 第1条 <u>この基準</u> は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第一号及び第二号に掲げる保険契約の申込みを行う住宅（以下、「 <u>申込住宅</u> 」という。）の設計施工に関する技術的な基準を定める。	(目的) 第1条 <u>本基準</u> は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第一号及び第二号に掲げる保険契約の申込みを行う住宅（以下、「 <u>保険申込住宅</u> 」という）の設計施工に関する技術的な基準を定める。
	(関係法令) 第2条 申込住宅は、第2章、第3章、第4章 <u>及び第5章</u> に定めるもののほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に <u>規定する</u> 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法等の関係法令によるものとする。	(関係法令) 第2条 <u>保険</u> 申込住宅は、第二章、第三章及び第四章に定めるもののほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に <u>定める</u> 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法等の関係法令によることとする。
	(本基準により難しい仕様) 第3条 <u>本基準により難しい仕様であっても、当法人が本基準と同等の性能が確保されていると認めた場合は、本基準によらないことができる。</u>	(本基準により難しい事項) 第3条 <u>第二章、第三章及び第四章に定める条項の一部において、当該事項により難しい事項があり、財団法人住宅保証機構（以下、「機構」という）が本基準と同等以上と認めた場合は、本基準の該当する条項を適用しないことができる。</u> <del>2 前項に定めるもののほか、本基準で予想しない建築材料又は構造方法を用いる住宅について、機構が保険契約上、引受けることができると認めた場合は、本基準を適用しないことができる。</del>
第二章 木造	(地盤調査等) 第4条 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行った上で地盤調査を行うこととする。ただし、一戸建における2階建て以下の木造住宅は、「現地調査チェックシート」に従って行った現地調査の結果、地盤調査が必要ないと認められる場合はこの限りでない。  2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び <u>軟弱地盤又は造成地盤等</u> が判断できる調査を行うこととし、 <u>実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所</u> で計測を行うこととする。なお、 <u>スウェーデン式サウンディング調査の場合は4隅付近を含め4点以上で行うことを原則とする。</u>  3 地盤調査の結果は、適切に保管する。	(地盤調査等) 第4条 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行った上で地盤調査を行うこととする。ただし、一戸建における2階建て以下の木造住宅は、「現地調査チェックシート- <del>(機構様式 検第25号)</del> 」に従って行った現地調査の結果、地盤調査が必要ないと認められる場合はこの限りでない。  2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び <u>軟弱層の厚さ</u> が判断できる調査を行うこととし、 <u>この場合、原則として建築物の4隅付近を含め4点以上で計測を行うこととする。</u>  3 地盤調査の結果は、適切に保管する。

統一設計施工基準（平成21年7月1日制定）と（財）住宅保証機構設計施工基準（H20版）比較 ※青字(下線)は改正点（軽微な点を除く）

	<p>(地盤補強及び地業)</p> <p>第5条 <u>地盤調査の結果の考察</u>又は基礎設計のためのチェックシートによる判定（以下「考察等」という）に基づき地盤補強の要否を判断し、地盤補強が必要である場合は、考察等に基づき地盤補強工法を選定し、建物に有害な沈下等が生じないように地盤補強を施すこととする。</p> <p>2 小口径鋼管杭、深層混合処理工法（柱状改良）又は浅層混合処理工法（表層改良）を行う場合は、次の各号により、建物に有害な沈下等の生じる恐れがないことを確認する。</p> <p><u>(1) 浅層混合処理工法（表層改良）を行う場合において</u>、改良地盤直下の層が建物に有害な圧密沈下等の生じる恐れがない地盤であることを確認し、改良地盤の厚さは施工性を考慮して決定することとする。</p> <p>(2) 深層混合処理工法（柱状改良）を行う場合において、改良体の径、長さ及び配置は、長期許容鉛直支持力及び原則として沈下量の計算により決定することとする。ただし、改良体直下の層が建物に有害な沈下等の生じる恐れがない地盤であることが確認できた場合は沈下量の計算を省略することができる。また、やむを得ず改良体の先端を軟弱層までとする場合の長期許容鉛直支持力の計算は、土質が把握できる調査又は試験等の結果に基づいて行うこととする。</p> <p><u>(3) 小口径鋼管杭を使用する場合において</u>、杭先端は建物に有害な沈下等への対策として有効な支持層に達するものとする。</p> <p>3 砕石地業等必要な地業を行うこととする。</p>	<p>(地盤補強及び地業)</p> <p>第5条 <del>前条第2項に基づき実施した地盤調査において、「地盤調査結果（報告書）の考察」又は「基礎設計のためのチェックシート（機構様式 検第26号）の判定」</del>（以下「考察等」という）に基づき地盤補強の要否を判断し、地盤補強が必要である場合は、考察等に基づき地盤補強工法を選定し、建物に有害な沈下等が生じないように地盤補強を施すこととする。</p> <p>2 小口径鋼管杭、深層混合処理工法（柱状改良）又は浅層混合処理工法（表層改良）を行う場合は、次の各号により、建物に有害な沈下等の生じる恐れがないことを確認する。</p> <p><u>(3) 浅層混合処理工法（表層改良）を行う場合は</u>、改良地盤直下の層が建物に有害な圧密沈下等の生じる恐れがない地盤であることを確認し、改良地盤の厚さは施工性を考慮して決定することとする。</p> <p>(2) 深層混合処理工法（柱状改良）を行う場合において、改良体の径、長さ及び配置は、長期許容鉛直支持力及び原則として沈下量の計算により決定することとする。ただし、改良体直下の層が建物に有害な沈下等の生じる恐れがない地盤であることが確認できた場合は沈下量の計算を省略することができる。また、やむを得ず改良体の先端を軟弱層までとする場合の長期許容鉛直支持力の計算は、土質が把握できる調査又は試験等の結果に基づいて行うこととする。</p> <p><u>(1) 小口径鋼管杭を使用する場合において</u>、杭先端は建物に有害な沈下等への対策として有効な支持層に達するものとする。</p> <p>3 砕石地業等必要な地業を行うこととする。</p>
<p>第二章 木造</p>	<p>(基礎)</p> <p>第6条 基礎は、第4条（地盤調査等）及び第5条（地盤補強及び地業）の結果に基づき、建築物に有害な沈下等が生じないように設計する。</p> <p>2 ベた基礎は、<u>構造計算、別に定める「ベた基礎配筋表」又は設計者の工学的判断等により基礎設計を行うこととする。</u></p> <p>3 基礎の立上り部分の高さは、地上部分で300mm以上とする。</p>	<p>(基礎)</p> <p>第6条 基礎は、第4条（地盤調査等）及び第5条（地盤補強及び地業）の結果に基づき、建築物に有害な沈下等が生じないように設計する。</p> <p>2 ベた基礎は、<u>構造計算により基礎設計を行うこととする。ただし、別に定める「ベた基礎配筋表」による場合はこの限りでない。</u></p> <p>3 基礎の立上り部分の高さは、地上部分で300mm以上とする。</p>
	<p>(屋根の防水)</p> <p>第7条 屋根は、勾配屋根とする。<u>なお、陸屋根については、第8条（バルコニー及び陸屋根）に規定する。</u></p> <p>2 屋根には、下ぶきを施すこととし、下ぶき材の品質及びふき方は次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 下ぶき材は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング940又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 上下（流れ方向）は100mm以上、左右は200mm以上重ね合わせるものとする。</p> <p>(3) 谷部及び棟部は、谷底及び棟頂部より両方向へそれぞれ250mm以上重ね合わせるものとする。 <u>ただし、ふき材製造者の施工基準においてふき材の端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u></p> <p>(4) 屋根面と壁面立上げ部の巻き返し長さは、250mm以上かつ雨押さえ上端より50mm以上とする。</p> <p><u>3 天窓の周囲は、各製造所が指定する施工方法に基づいて防水措置を施すこととする。</u></p>	<p>(屋根の防水)</p> <p>第7条 屋根は、勾配屋根とする。</p> <p>2 屋根には、下ぶきを施すこととし、下ぶき材の品質及びふき方は次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 下ぶき材は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング940又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 上下（流れ方向）は100mm以上、左右は200mm以上重ね合わせるものとする。</p> <p>(3) 谷部及び棟部は、谷底及び棟頂部より両方向へそれぞれ250mm以上重ね合わせるものとする。</p> <p>(4) 屋根面と壁面立上げ部の巻き返し長さは、250mm以上かつ雨押さえ上端より50mm以上とする。 <del>3 下ぶきの軒先部は、防水テープを用い軒先の雨押さえ金物に密着させることとする。</del></p> <p><u>4 天窓の周囲は、各製造所が指定する施工方法に基づいて防水措置を施すこととする。</u></p>

統一設計施工基準（平成21年7月1日制定）と（財）住宅保証機構設計施工基準（H20版）比較 ※青字(下線)は改正点（軽微な点を除く）

（バルコニー及び陸屋根の防水）

第8条 床は、1/50以上の勾配を設けることとする。ただし、防水材料製造者の施工基準において表面排水を行いやすい措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。

2 防水材料は、下地の変形及び目違いに対し安定したもので、かつ、破断又は穴あきが生じにくいものとし、以下の防水工法のいずれかに適合するものとする。なお、歩行を前提とする場合は、強度や耐久性を確保するものとする。

(1) 金属板（鋼板）ふき

(2) 塩化ビニール樹脂系シート防水工法

(3) アスファルト防水工法

(4) 改質アスファルト防水工法

(5) FRP系塗膜防水工法。ただし、ガラスマット補強材を2層（ツープライ）以上とすること。なお、防水材料製造者の施工基準において、施工面積が小さく、ガラスマット補強材に十分な強度が認められる場合など、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は1層以上とすることができる。

(6) FRP系塗膜防水と改質アスファルト防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法

3 壁面との取り合い部分（手すり壁又はパラペット（本条において、以下「手すり壁等」という）との取り合い部分を含む）の防水層は、開口部の下端で120mm以上、それ以外の部分で250mm以上立ち上げ、その端部にシーリング材又は防水テープを施すこととする。

4 排水溝は勾配を確保し、排水ドレイン取付部は防水層の補強措置及び取合部の止水措置を施すこととする。

5 手すり壁等は、次の各号による防水措置を施すものとする。

(1) 防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート又はこれらと同等以上の防水性能を有するものとする。

(2) 防水紙は、手すり壁等の下端から張り上げ、手すり壁等の上端部で重ね合わせるものとする。

(3) 上端部は、金属製の笠木を設置するなど適切な防水措置を施すこと。

(4) 上端部に笠木等を釘やビスを用いて固定する場合は、釘又はビス等が防水層を貫通する部分にあらかじめ防水テープやシーリングなどを用い止水措置を施すこと。

(5) 外壁を通気構法とした場合のパラペットは、外壁の通気を妨げない形状とすること。

（バルコニーの防水）

第8条 ~~バルコニーの~~床は、1/50以上の排水勾配を設けることとする。

2 防水材料は、下地の変形及び目違いに対し安定したものであり、かつ、破断又は穴あきが生じにくいものとする。なお、FRP防水にあってはガラスマット補強材を2層以上とする。

3 壁面との取り合い部分の防水層は、開口部の下端で120mm以上、それ以外の部分で250mm以上立ち上げ、その端部にシーリング材又は防水テープを施すこととする。

4 排水溝は勾配を確保し、排水ドレイン取付部は防水層の補強措置及び取合部の止水措置を施すこととする。

5 手すり壁は、次の各号による防水を施すこととする。

(1) 防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート又はこれらと同等以上の防水性能を有することとする。~~ただし、透湿防水シートは通気構法とした場合に限る。~~

(2) 防水紙は、手すり壁の下端から張り上げ、手すり壁の上端部で重ね合わせるものとする。

(3) 手すり壁上端部の笠木の固定金具は、弾性系の両面接着防水テープ等を用い防水紙と密着させることとする。

統一設計施工基準（平成21年7月1日制定）と（財）住宅保証機構設計施工基準（H20版）比較 ※青字(下線)は改正点（軽微な点を除く）

第二章 木造	<p>（外壁の防水）</p> <p>第9条 外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、構造方法に応じた防水措置を施すこととする。</p> <p>2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号によるものとする。</p> <p>（1）通気構法（外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造）とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。</p> <p>（2）前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430又はこれと同等以上の防水性能を有するもの（透湿防水シートを除く）とする。</p> <p>（3）防水紙の重ね合わせは、縦、横とも90mm以上とする。横の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げは150mm以上、金属系サイディング仕上げは<u>150mm以上</u>とする。<u>ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u></p> <p>（4）外壁開口部の周囲（サッシ、その他の壁貫通口等の周囲）は、防水テープを用い防水紙を密着させることとする。</p> <p>3 ALCパネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の浸透を防止する仕上材等の防水措置を施すこととする。</p> <p>（1）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材E</p> <p>（2）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材E</p> <p>（3）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の複層仕上塗材に適合する複層塗材CE、可とう形複合塗材CE、防水形複合塗材CE、複層塗材Si、複層塗材E又は防水形複層塗材E</p> <p>（4）JIS A 6021（建築用塗膜防水材）の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系</p> <p>（5）前各号に掲げるものと同様以上の雨水の浸透防止に有効であるもの</p>	<p>（外壁の防水）</p> <p>第9条 外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、構造方法に応じた防水措置を施すこととする。</p> <p>2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号によるものとする。</p> <p>（1）通気構法（外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造）とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。</p> <p>（2）前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430又はこれと同等以上の防水性能を有するもの（透湿防水シートを除く）とする。</p> <p>（3）防水紙の重ね合わせは、縦、横とも90mm以上とする<u>こと</u>。<del>ただし</del>横の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げは150mm以上、金属系サイディング仕上げにあっては<u>180mm以上</u>とする。</p> <p>（4）外壁開口部の周囲（サッシ、その他の壁貫通孔等の周囲）は、防水テープを用い防水紙を密着させることとする。</p> <p>3 ALCパネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の浸透を防止する仕上材等の防水措置を施すこととする。</p> <p>（1）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材E</p> <p>（2）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材E</p> <p>（3）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の複層仕上塗材に適合する複層塗材CE、可とう形複合塗材CE、防水形複合塗材CE、複層塗材Si、複層塗材E又は防水形複層塗材E</p> <p>（4）JIS A 6021（建築用塗膜防水材）の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系</p> <p>（5）前各号に掲げるものと同様以上の雨水の浸透防止に有効であるもの</p> <p><u>（4項は10条へ移動）</u></p>
-----------	---	--

統一設計施工基準（平成21年7月1日制定）と(財)住宅保証機構設計施工基準（H20版）比較 ※青字(下線)は改正点（軽微な点を除く）

	<p>(乾式の外壁仕上げ)</p> <p>第10条 <u>乾式外壁仕上げ</u>（第3項のものを除く）は、通気構法とする。</p> <p>2 サイディング仕上げとする場合は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) サイディング材は、JIS A 5422（窯業系サイディング）、JIS A 6711（複合金属サイディング）に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。</p> <p><u>(2) 通気層は、通気胴縁又は専用の通気金具を用いて確保することとする。通気胴縁は、サイディング材の留め付けに必要な保持力を確保できるものとし、幅は45mm以上とする。サイディング材のジョイント部に用いるものは幅90mm以上（45mm以上を2枚あわせを含む）とする。</u></p> <p><u>(3) 通気層は厚さ15mm以上を確保することとする。ただし、下地に合板を張る場合など、通気に有効な厚さを確保する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(4) 留め付けは、450mm内外の間隔にくぎ、ビス又は金具で留め付けること。くぎ又はビスで留め付ける場合は、端部より20mm以上離して穴あけを先行し、各サイディング材製造所の指定のくぎ又はビスを使用する。ただし、サイディング材製造者の施工基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u></p> <p><u>(5) シーリング材及びプライマーは各サイディング材製造所の指定するものを使用する。</u></p> <p><u>(6) シーリング材を用いる目地には、ボンドブレイカー付きハット型ジョイナー等を使用する。</u></p> <p>3 ALCパネル又は押出し成形セメント板（厚さ25mm超）等を用いる場合は、各製造所が指定する施工方法に基づいて取り付けることとする。</p> <p>4 外壁の開口部の周囲は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JISの耐久性による区分の8020の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い、適切な防水措置を施すこととする。</p>	<p>(乾式の外壁仕上げ)</p> <p>第10条 <u>外壁を乾式仕上げ</u>（第3項のものを除く）とする場合は、通気構法とする。</p> <p>2 サイディング仕上げとする場合は、次の各号によることとする。</p> <p>(1) サイディング材は、JIS A 5422（窯業系サイディング）、JIS A 6711（複合金属サイディング）に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。</p> <p><u>(2) 通気胴縁の断面寸法は、サイディング材の留め付けに必要な保持力を確保できるものとし、厚さは15mm以上、幅は45mm以上とする。ただし、サイディング材のジョイント部に使用するものは幅90mm以上とする。ただし、専用の通気金具を使用する場合など、通気に有効な措置が講じられている場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>(3) 留め付けは、450mm内外の間隔にくぎ、ビス又は金具で留め付けること。くぎ又はビスで留め付ける場合は、端部より20mm以上離して穴あけを先行し、各サイディング材製造所の指定のくぎ又はビスを使用する。</u></p> <p><u>(4) シーリング材及びプライマーは各サイディング材製造所の指定するものを使用する。</u></p> <p><u>(5) シーリング材を用いる目地には、ボンドブレイカー付きハット型ジョイナー等を使用する。</u></p> <p>3 ALCパネル又は押出し成形セメント板（厚さ25mm超）等を用いる場合は、各製造所が指定する施工方法に基づいて取り付けることとする。</p> <p>4 外壁の開口部の周囲は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JISの耐久性による区分の8020の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い適切な防水措置を施すこととする。</p>
<p>第一章 木造</p>	<p>(湿式の外壁仕上げ)</p> <p>第11条 外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。</p> <p>2 下地は、ラス張り（平ラスを除く）とする。ただし、国土交通大臣の認定または指定を取得した外壁下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場合はこの限りでない。</p> <p>3 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 普通モルタルを用いる場合は、防水上有効な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を施すこととする。</p> <p>(2) 既調合軽量セメントモルタルはJASS 15 M-102（既調合軽量セメントモルタルの品質基準）に基づく各製造所の仕様によるものとする。</p>	<p>(湿式の外壁仕上げ)</p> <p>第11条 外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。</p> <p>2 下地は、ラス張り（平ラスを除く）とする。ただし、国土交通大臣の認定または指定を取得した外壁下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場合はこの限りでない。</p> <p>3 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 普通モルタルを用いる場合は、防水上有効な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を施すこととする。</p> <p>(2) 既調合軽量セメントモルタルはJASS 15 M-102（既調合軽量セメントモルタルの品質基準）に基づく各製造所の仕様によるものとする。</p>



統一設計施工基準（平成21年7月1日制定）と（財）住宅保証機構設計施工基準（H20版）比較 ※青字(下線)は改正点（軽微な点を除く）

第III章 RC (SRC) 造	<p>（地盤調査、地盤補強及び地業）</p> <p><b>第12条</b> 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行った上で地盤調査を行うこととする。</p> <p>2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行うこととする。この場合、原則として建築物の4隅付近を含め4点以上で計測を行うこと。ただし、小規模な建築物で敷地内の地盤がおおむね均質であると認められる場合など、適切に地盤の状況を把握することができる場合は3点以下（1点以上）の計測箇所数とすることができる。</p> <p>3 前項に基づき行った地盤調査の結果は、適切に保管する。</p> <p>4 地盤は、地盤調査結果に基づき、必要に応じて適切に補強する。地盤補強を行う場合は、第5条第2項によることとする。</p> <p>5 基礎の底盤部の下は、砕石地業等の必要な地業を行うこととする。</p>	<p>（地盤調査、地盤補強及び地業）</p> <p><b>第13条</b> 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行った上で地盤調査を行うこととする。</p> <p>2 地盤調査は、地盤の許容応力度、軟弱層の厚さが判断できる調査を行うこととし、この場合、原則として建築物の4隅付近を含め4点以上で計測を行うこととする。</p> <p>3 前項に基づき行った地盤調査の結果は、適切に保管する。</p> <p>4 地盤は、地盤調査結果に基づき、必要に応じて適切に補強する。地盤補強を行う場合は、第5条第2項によることとする。</p> <p>5 基礎の底盤部の下は、砕石地業等の必要な地業を行うこととする。</p>																																																																	
	<p>（基礎）</p> <p><b>第13条</b> 基礎は、構造計算により設計する。ただし、壁式鉄筋コンクリート造で地上階数が2以下の住宅にあっては、第6条（基礎）によることができる。</p>	<p>（基礎）</p> <p><b>第14条</b> 基礎は、構造計算により設計する。ただし、壁式鉄筋コンクリート造で地上階数が2以下の住宅にあっては、第6条（基礎）によることができる。</p>																																																																	
	<p>（防水工法）</p> <p><b>第14条</b> 防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材とする。</p> <p>2 防水工法は、次表に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">防水工法の種類</th> <th>JASS8 該当記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アスファルト防水</td> <td>アスファルト防水工法（密着保護仕様）</td> <td>AN-PF AK-PF</td> <td>注1</td> </tr> <tr> <td>アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）</td> <td>AK-PS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト防水工法（絶縁露出仕様）</td> <td>AK-MS</td> <td>注2</td> </tr> <tr> <td>アスファルト防水工法（断熱露出仕様）</td> <td>AK-MT</td> <td>注2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">改質アスファルトシート防水 （トーチ工法）</td> <td>トーチ式防水工法（密着保護仕様）</td> <td>AT-PF</td> <td>注1</td> </tr> <tr> <td>トーチ式防水工法（密着露出仕様）</td> <td>AT-MF</td> <td>注2</td> </tr> <tr> <td>トーチ式防水工法（断熱保護仕様）</td> <td>AT-MT</td> <td>注2</td> </tr> <tr> <td>常温粘着防水工法（絶縁露出）</td> <td>AJ-MS</td> <td>注2</td> </tr> <tr> <td>常温粘着防水工法（断熱露出）</td> <td>AJ-MT</td> <td>注2</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">合成高分子系 シート防水</td> <td>加硫ゴム系シート防水工法（接着仕様）</td> <td>S-RF</td> <td>注2</td> </tr> <tr> <td>加硫ゴム系シート防水工法（断熱接着仕様）</td> <td>S-RFT</td> <td>注2</td> </tr> <tr> <td>加硫ゴム系シート防水工法（機械的固定仕様）</td> <td>S-RM</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加硫ゴム系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）</td> <td>S-RMT</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩ビ樹脂系シート防水工法（接着仕様）</td> <td>S-PF</td> <td>注2</td> </tr> <tr> <td>塩ビ樹脂系シート防水工法（断熱接着仕様）</td> <td>S-PFT</td> <td>注2</td> </tr> <tr> <td>塩ビ樹脂系シート防水工法（機械的固定仕様）</td> <td>S-PM</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩ビ樹脂系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）</td> <td>S-PMT</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗膜防水</td> <td>エチレン酢酸ビニル樹脂系シート防水工法（密着仕様）</td> <td>S-PC</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗膜防水</td> <td>ウレタンゴム系塗膜防水工法（絶縁仕様）（注3）</td> <td>L-US</td> <td>注2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）：通常の歩行部分、軽歩行部分に適用可。歩行用保護仕上げは、次に掲げるものとする。          ・通常の歩行：現場打ちコンクリート又はこれに類するもの          ・軽歩行：コンクリート平板又はこれに類するもの          （注2）：ALCパネルによる立上りに適用可。ただし、ALCと屋根躯体（平場部分）が一体となる構造形式のものに限る。          （注3）：軽歩行部分のみに適用可。軽歩行用保護仕上げは、ウレタン舗装材とする。</p> <p>3 防水の主材料は、JIS規格に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>4 防水層の端部は、防水層の種類・工法・施工部位等に応じた納まりとする。</p>	防水工法の種類		JASS8 該当記号	備考	アスファルト防水	アスファルト防水工法（密着保護仕様）	AN-PF AK-PF	注1	アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）	AK-PS		アスファルト防水工法（絶縁露出仕様）	AK-MS	注2	アスファルト防水工法（断熱露出仕様）	AK-MT	注2	改質アスファルトシート防水 （トーチ工法）	トーチ式防水工法（密着保護仕様）	AT-PF	注1	トーチ式防水工法（密着露出仕様）	AT-MF	注2	トーチ式防水工法（断熱保護仕様）	AT-MT	注2	常温粘着防水工法（絶縁露出）	AJ-MS	注2	常温粘着防水工法（断熱露出）	AJ-MT	注2	合成高分子系 シート防水	加硫ゴム系シート防水工法（接着仕様）	S-RF	注2	加硫ゴム系シート防水工法（断熱接着仕様）	S-RFT	注2	加硫ゴム系シート防水工法（機械的固定仕様）	S-RM		加硫ゴム系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S-RMT		塩ビ樹脂系シート防水工法（接着仕様）	S-PF	注2	塩ビ樹脂系シート防水工法（断熱接着仕様）	S-PFT	注2	塩ビ樹脂系シート防水工法（機械的固定仕様）	S-PM		塩ビ樹脂系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S-PMT		塗膜防水	エチレン酢酸ビニル樹脂系シート防水工法（密着仕様）	S-PC		塗膜防水	ウレタンゴム系塗膜防水工法（絶縁仕様）（注3）	L-US	注2
防水工法の種類		JASS8 該当記号	備考																																																																
アスファルト防水	アスファルト防水工法（密着保護仕様）	AN-PF AK-PF	注1																																																																
	アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）	AK-PS																																																																	
	アスファルト防水工法（絶縁露出仕様）	AK-MS	注2																																																																
	アスファルト防水工法（断熱露出仕様）	AK-MT	注2																																																																
改質アスファルトシート防水 （トーチ工法）	トーチ式防水工法（密着保護仕様）	AT-PF	注1																																																																
	トーチ式防水工法（密着露出仕様）	AT-MF	注2																																																																
	トーチ式防水工法（断熱保護仕様）	AT-MT	注2																																																																
	常温粘着防水工法（絶縁露出）	AJ-MS	注2																																																																
	常温粘着防水工法（断熱露出）	AJ-MT	注2																																																																
合成高分子系 シート防水	加硫ゴム系シート防水工法（接着仕様）	S-RF	注2																																																																
	加硫ゴム系シート防水工法（断熱接着仕様）	S-RFT	注2																																																																
	加硫ゴム系シート防水工法（機械的固定仕様）	S-RM																																																																	
	加硫ゴム系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S-RMT																																																																	
	塩ビ樹脂系シート防水工法（接着仕様）	S-PF	注2																																																																
	塩ビ樹脂系シート防水工法（断熱接着仕様）	S-PFT	注2																																																																
	塩ビ樹脂系シート防水工法（機械的固定仕様）	S-PM																																																																	
	塩ビ樹脂系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S-PMT																																																																	
塗膜防水	エチレン酢酸ビニル樹脂系シート防水工法（密着仕様）	S-PC																																																																	
塗膜防水	ウレタンゴム系塗膜防水工法（絶縁仕様）（注3）	L-US	注2																																																																

統一設計施工基準（平成21年7月1日制定）と(財)住宅保証機構設計施工基準（H20版）比較 ※青字(下線)は改正点（軽微な点を除く）

<p>(パラペットの先端部)</p> <p><u>第15条</u> パラペットの先端部は、金属製笠木の設置又は防水材料の施工等、雨水の浸入を防止するために有効な措置を講じることとする。</p>	<p>(パラペットの先端部)</p> <p><u>第16条</u> パラペットの先端部は、金属製笠木の設置又は防水材料の施工等、雨水の浸入を防止するために有効な措置を講じることとする。</p>
<p>(屋根廻りのシーリング処理)</p> <p><u>第16条</u> 防水層が施されていない屋根躯体（パラペット又は屋根躯体と一体の架台等）を設備配管等が貫通する部分又は金物等が埋め込まれた部分は、それらの周囲をシーリング材で処理する。</p>	<p>(屋根廻りのシーリング処理)</p> <p><u>第17条</u> 防水層が施されていない屋根躯体（パラペット又は屋根躯体と一体の架台等）を設備配管等が貫通する部分又は金物等が埋め込まれた部分は、それらの周囲をシーリング材で処理する。</p>
<p>(排水勾配)</p> <p><u>第17条</u> 防水下地面の勾配は、1/50以上とする。ただし、保護コンクリート等により表面排水が行いやすい場合の勾配は、1/100以上とすることができる。</p>	<p>(排水勾配)</p> <p><u>第18条</u> 防水下地面の勾配は、1/50以上とする。ただし、保護コンクリート等により表面排水が行いやすい場合の勾配は、1/100以上とすることができる。</p>
<p>(排水ドレイン)</p> <p><u>第18条</u> 排水ドレインの設置は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。</p>	<p>(排水ドレイン)</p> <p><u>第19条</u> 排水ドレインの設置は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。</p>
<p>(勾配屋根の防水)</p> <p><u>第19条</u> 勾配屋根は、<u>第14条</u>から<u>第18条</u>（<u>第17条</u>を除く。）に掲げる防水措置又は次項に掲げる下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施すこととする。</p> <p>2 屋根ぶきを行う場合の下ぶき材の品質及びぶき方は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 下ぶき材は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング940又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 上下（流れ方向）100mm以上、左右200mm以上<u>重ね合わせる</u>こととする。</p> <p>(3) 谷部または棟部の重ね合せ幅は、谷底及び棟頂部より両方向へそれぞれ250mm以上とする。<u>ただし、ふき材製造者の施工基準においてふき材の端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u></p> <p>(4) 屋根面と壁面立上げ部の巻き返し長さは、250mm以上とする。</p> <p>3 天窓の周囲は、各製造所が指定する施工方法に基づき、防水措置を施すこととする。</p>	<p>(勾配屋根の防水)</p> <p><u>第20条</u> 勾配屋根は、<u>第15条</u>から<u>第19条</u>（<u>第18条</u>を除く。）に掲げる防水措置又は次項に掲げる下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施すこととする。</p> <p>2 屋根ぶきを行う場合の下ぶき材の品質及びぶき方は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 下ぶき材は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング940又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 上下（流れ方向）100mm以上、左右200mm以上とする。</p> <p>(3) 谷部または棟部の重ね合せ幅は、谷底及び棟頂部より両方向へそれぞれ250mm以上とする。</p> <p>(4) 屋根面と壁面立上げ部の巻き返し長さは、250mm以上とする。</p> <p><del>③ 軒先部に雨押さえ金物を用いる場合は、下ぶき材を、雨押さえ金物に両面接着防水テープを用いて密着させることとする。</del></p> <p>4 天窓の周囲は、各製造所が指定する施工方法に基づき、防水措置を施すこととする。</p>
<p>(外部開口部)</p> <p><u>第20条</u> 外部の開口部に用いる建具は、建設する地域、建物の高さ及び形状に対応した水密性能を有するものとする。</p> <p>2 出窓の周囲は、雨水の浸入を防止するために適切な納まりとする。</p>	<p>(外部開口部)</p> <p><u>第21条</u> 外部の開口部に用いる建具は、建設する地域、建物の高さ及び形状に対応した水密性能を有するものとする。</p> <p>2 出窓の周囲は、雨水の浸入を防止するために適切な納まりとする。</p>

統一設計施工基準（平成21年7月1日制定）と(財)住宅保証機構設計施工基準（H20版）比較 ※青字(下線)は改正点（軽微な点を除く）

	<p>(シーリング)</p> <p><u>第21条</u> シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JISの耐久性による区分8020の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる部分は、シーリング材を施すこととする。</p> <p>(1) 各階の外壁コンクリート打継ぎ目地</p> <p>(2) 外壁材（プレキャストコンクリート部材、ALCパネル等）のジョイント目地</p> <p>(3) 耐震スリット目地</p> <p>(4) 外壁開口部の周囲</p> <p>(5) 外壁を貫通する管等の周囲</p> <p>(6) その他雨水浸入のおそれのある部分</p> <p>3 目地の構造は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) ワーキングジョイントの場合は、シーリング材を目地底に接着させない2面接着の目地構造とする。</p> <p>(2) 目地の構成材並びにその接着面は、シーリング材が十分接着可能なものとする。</p>	<p>(シーリング)</p> <p><u>第22条</u> シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JISの耐久性による区分8020の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる部分は、シーリング材を施すこととする。</p> <p>(1) 各階の外壁コンクリート打継ぎ目地</p> <p>(2) 外壁材（プレキャストコンクリート部材、ALCパネル等）のジョイント目地</p> <p>(3) 耐震スリット目地</p> <p>(4) 外壁開口部の周囲</p> <p>(5) 外壁を貫通する管等の周囲</p> <p>(6) その他雨水浸入のおそれのある部分</p> <p>3 目地の構造は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) ワーキングジョイントの場合は、シーリング材を目地底に接着させない2面接着の目地構造とする。</p> <p>(2) 目地の構成材並びにその接着面は、シーリング材が十分接着可能なものとする。</p>
<p>第四章 鉄骨造</p>	<p>(鉄骨造住宅に係る基準)</p> <p><u>第22条</u> 鉄骨造住宅に係る基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地盤調査、地盤補強及び地盤・地業は、<u>第12条</u>（地盤調査、地盤補強及び地業）を準用する。</p> <p>(2) 基礎は、<u>第13条</u>（基礎）を準用する。</p> <p>(3) 陸屋根は、<u>第14条</u>（防水工法）、<u>第15条</u>（パラペットの上端部）、<u>第16条</u>（屋根廻りのシーリング処理）、<u>第17条</u>（排水勾配）及び<u>第18条</u>（排水ドレイン）を準用する。<u>ただし、第14条の防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材若しくはALCパネルとする。</u></p> <p>(4) 勾配屋根は、<u>第19条</u>（勾配屋根の防水）を準用する。</p> <p>(5) 外壁は、第9条（外壁の防水）、第10条（乾式の外壁仕上げ）、<u>第20条</u>（外部開口部）及び<u>第21条</u>（シーリング）を準用する。</p>	<p>(鉄骨造住宅に係る基準)</p> <p><u>第24条</u> 鉄骨造住宅は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地盤調査、地盤補強及び地盤・地業は、<u>第13条</u>（地盤調査、地盤補強及び地業）を準用する。</p> <p>(2) 基礎は、<u>第14条</u>（基礎）を準用する。</p> <p>(3) 陸屋根は、<u>第15条</u>（防水工法）、<u>第16条</u>（パラペットの上端部）、<u>第17条</u>（屋根廻りのシーリング処理）、<u>第18条</u>（排水勾配）及び<u>第19条</u>（排水ドレイン）を準用する。</p> <p>(4) 勾配屋根は、<u>第20条</u>（勾配屋根の防水）を準用する。</p> <p>(5) 外壁は、第9条（外壁の防水）、第10条（乾式の外壁仕上げ）、<u>第21条</u>（外部開口部）及び<u>第22条</u>（シーリング）を準用する。</p>
<p>第五章 補強コンクリートブロック</p>	<p><u>(補強コンクリートブロック造住宅に係る基準)</u></p> <p><u>第23条</u> 補強コンクリートブロック造住宅に係る基準は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 地盤調査、地盤補強及び地盤・地業は、第12条（地盤調査、地盤補強及び地業）を準用する。</u></p> <p><u>(2) 基礎は、第13条（基礎）を準用する。</u></p> <p><u>(3) 陸屋根は、第14条（防水工法）、第15条（パラペットの上端部）、第16条（屋根廻りのシーリング処理）、第17条（排水勾配）及び第18条（排水ドレイン）を準用する。</u></p> <p><u>(4) 勾配屋根は、第19条（勾配屋根の防水）を準用する。</u></p> <p><u>(5) 外壁は、雨水の浸入を防止するために適切な仕上げを施すものとし、第20条（外部開口部）及び第21条（シーリング）を準用する。</u></p>	

なお、統一基準のべた基礎配筋表は、まもりすまい保険・設計施工基準（平成20年版）の通りとする。